

国立大学法人高知大学コンプライアンス委員会規則

平成 24 年 9 月 26 日
規 則 第 35 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人高知大学におけるコンプライアンス通報等規則第 13 条第 2 項の規定に基づき、国立大学法人高知大学コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) コンプライアンスに係る事項の決定に関すること。
- (2) コンプライアンス推進のための活動方策の策定、更新及び実施に関すること。
- (3) コンプライアンスに反する事案に係る事実解明のための調査とその公表に関すること。
- (4) コンプライアンスに反する行為に対する対応と再発防止策の策定に関すること。
- (5) その他コンプライアンスに関する事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 安全・安心機構倫理・人権部門長
- (2) 各学系から選出された教員 各 1 人
- (3) センター連絡調整会議から選出された教員 1 人
- (4) 医学部附属病院から選出された教員 1 人
- (5) 弁護士等の法律専門家
- (6) 企業運営に関する有識者
- (7) 総務部長
- (8) その他委員長が必要と認めた者

2 前項第 5 号、第 6 号及び第 8 号の委員は学長が委嘱する。

3 第 1 項第 2 号から第 6 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第 4 条 委員会に委員長を置き、安全・安心機構倫理・人権部門長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ議事を開くことができない。

2 議事は、議長を除く出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年9月26日から施行する。